

第 13 回岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 25 年 5 月 17 日

第13回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成25年5月17日(金曜日) 午後2時～午後2時30分

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第18号 玖珂都市計画公園及び周東都市計画公園の変更について
- (3) 議案第19号 玖珂都市計画墓園の変更について
- (4) 議案第20号 由宇都市計画下水道の変更について
- (5) 議案第21号 玖珂都市計画汚物処理場の変更について
- (6) 議案第22号 玖珂都市計画ごみ焼却場の変更について
- (7) 議案第23号 周東都市計画と畜場の変更について
- (8) 議案第24号 玖珂都市計画火葬場の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員16人〕

会 長 間 野 博

委 員 (1号委員)

磯野恭子 熊野稔 長野寿 平岡邦夫

(2号委員)

片山原司 河合伸治 姫野敦子

(3号委員)

林茂幸〔代理出席：鉄賀博己〕 江藤純嗣

(4号委員)

塩田博志 嶋田宗雄 原田英浩 藤重保章 増渕孝夫
山本栄次

○欠席者〔委員8人〕

委 員 (1号委員)

石丸泰隆 隅喜彦 塚本俊明

(2号委員)

味村憲征 大西明子

(3号委員)

西野賢治

(4号委員)

栗飯原 一孝 山中英樹

○傍聴〔0人〕

[午後2時 開会]

○事務局（弘下主任） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。只今から、第13回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の弘下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、松村都市建設部長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（松村都市建設部長） 都市建設部長の松村と申します。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私共に大変お忙しい中、第13回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から市政並びに都市計画行政に対しまして、特段のご高配とご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

時は遡りますけれども、今年3月に開催いたしました前回の都市計画審議会におきましては、多くの事案について、長時間に渡るご審議をいただきまして、ありがとうございました。その後、4月には山口県都市計画審議会におきまして、全ての議案について可決答申されたところでございます。

このうち、岩国都市計画につきましては、現在、山口県により国土交通大臣協議が行われていると伺っており、この協議が整いましたら、県、市で調整の上、都市計画決定の告示をすることとしております。

また、本日の審議会では、岩国南都市計画区域の決定にあたりまして、名称の変更が生じる都市計画について、ご審議いただくこととしております。委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この度は、委員の交代及び新規委嘱がございますので、それにつきましては後ほどご紹介させていただきます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） ここで、審議会委員の変更についてご報告申し上げます。

お手元に配布しました名簿をご参照いただければと存じます。まず、関係行政機関の職員である3号委員につきましては、本年4月1日付けの人事異動に伴い、国土交通省山口河川国道事務所所長、池田委員から西野賢治委員に交代をされております。また、知識経験者である1号委員につきましては、本年5月10日付けで、広島大学産学・地域連携センター地域連携部門の塚本俊明教授を委員として委嘱させていただいております。岩国市都市計画審議会条例第3条では、「審議会は、委員25人以内をもって組織する」と規定されており、この度の委嘱により、当審議会の委員は24人となりますことをご報告させていただきます。なお、本日は、西野委員、塚本委員ともに、所用によりご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、石丸委員、塚本委員、味村委員、大西委員、西野委員、粟飯原委員、山中委員が所用によりご欠席との連絡をいただいております。また、隅委員につきましては、遅れてご出席されるようでございます。委員24名中、16名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立している

ことをご報告申し上げます。

なお、山口県岩国土木建築事務所長の林委員につきましては公務のため、次長の鉄賀様が代理でご出席でございますので、お知らせいたします。

○鉄賀代理委員 鉄賀でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（弘下主任） 次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました審議資料、表紙に青い帯がある資料でございます。それと、本日席上に配布させていただきました議事日程、委員名簿、配席表、以上がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからは、間野会長に議事進行をお願いします。それでは、会長よろしくをお願いします。

○間野会長 皆さん、こんにちは。お疲れ様でございます。それでは、議事に入りたいと思います。お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されております。今日は、平岡委員、藤重委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2「議案第18号 玖珂都市計画公園及び周東都市計画公園の変更について」から日程第8「議案第24号 玖珂都市計画火葬場の変更について」まで、関連がありますので一括して説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（高崎都市計画課長） 都市計画課長の高崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。早速ではございますが、本日の審議事項についてご説明させていただきます。スライドの方をご覧いただけたらと思います。

審議事項の説明に先立ち、都市計画区域の再編について、簡単にご説明させていただきます。由宇、玖珂、周東都市計画区域の再編につきましては、平成23年7月に開催しました第10回岩国市都市計画審議会委員の皆様方にご審議をいただき、支障ない旨の答申をいただいております。その後、山口県都市計画審議会でも了承されたところでございます。本日の審議会では、この区域再編に伴い変更する都市計画のうち、名称の変更によるものについて、審議をお願いするものでございます。

次に、岩国南都市計画区域関係の都市計画手続きの流れについてご説明いたします。スライドの一番左側になりますが、先日の第12回都市計画審議会でご審議をいただきました、市が定める都市計画の流れでございます。審議会での可決決定の答申を受けて県知事協議を行い、支障ない旨の回答をいただいております。次に、スライドの真ん中になりますけれども、県が定める都市計画である、岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、4月8日に開催されました山口県の都市計画審議会において「原案のとおり適当である」との答申がなされております。本日審議をお願いする議案については、岩国南都市計画区域の決定にあたり、名称の変更が生じる都市計画について、都市計画審議会の議を経ようとするものでございます。スライドの一番右側の流れになります。名称の変更による都市計画変更につきましては、都市計画法第21条第2項に規定する「軽易な変更」に該当し、都市計画案の作成後、縦覧及び意見書の提出の手続きについては省略することとされております。また、都市計画審議会での議を経た後の、県知事協議についても省略することとなっておりますので、本日の審議会でも可決決定をいただきま

したら、県とも調整の上、関連する都市計画を併せて決定告示したいと考えております。

それでは、議案第 18 号から議案第 24 号までの、都市計画区域の再編に関連する議案について、一括してご説明させていただきます。

まず、玖珂、周東都市計画公園の変更についてでございます。資料は 1 ページからになります。都市計画公園とは、都市の環境保全、コミュニティ形成の場、景観形成や防災上の安全性の確保等を目的とする都市施設でございます。このうち、街区公園とは、街区に居住する市民の利用に供することを目的とする公園になります。2 ページをお開きください。玖珂都市計画区域におきましては 8 箇所、周東都市計画区域において 3 箇所の街区公園が都市計画後公園として都市計画決定されています。この度の変更は、都市計画区域の変更に伴い、玖珂及び周東都市計画公園を「岩国南都市計画公園」に変更するもので、実質的な区域の変更等はありません。また、平成 5 年の都市計画法施行令の改正により児童公園が街区公園という名称に改められたこと、及び市町村合併に伴う公園名称の表記方法の統一を図るため、都市計画公園の種別及び名称を変更しようとするものでございます。4 ページに新旧対照表を添付しております。なお、都市計画決定上は名称の表記方法の統一を図りますが、維持管理上は、住民の皆様が慣れ親しんでおられます従来の公園名のまま使用していただくこととしております。例を申しますと、玖珂におきましては、変更後は野口上街区公園となっておりますけれども、実際の運用は、野口上ふれあい公園のままとなります。周東におきましては、下市街区公園というのがございますけれども、これは今までどおり、中央児童公園という名称で皆さま方に使用していただくこととしております。

続いて、玖珂都市計画墓園の変更についてご説明いたします。資料は 7 ページからになります。都市計画墓園とは、墓地の設置区域を定めた都市施設です。玖珂都市計画区域において、昭和 53 年に平原墓園が都市計画決定されています。その後、平成 11 年に面積の拡大を行い、現在の区域面積は約 2.6 ヘクタールとなっております。この度の変更は、都市計画区域の変更に伴い、玖珂都市計画墓園を「岩国南都市計画墓園」に変更するもので、実質的な区域等の変更はありません。

続いて、由宇都市計画下水道の変更についてご説明いたします。資料は 11 ページからになります。都市計画下水道とは、都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする都市施設でございます。由宇都市計画区域において、平成 12 年に由宇町の市街地を対象区域とした都市計画下水道が都市計画決定されています。この度の変更は、都市計画区域の再編に伴い、由宇都市計画下水道由宇町公共下水道の名称を「岩国南都市計画下水道岩国市公共下水道」に変更するもので、実質的な区域の変更はありません。なお、先日ご審議いただきました玖珂、周東都市計画の下水道は、周南流域下水道の一部であり、玖珂、周東が同一の都市計画区域になることにより区域面積が合算され、面積の変更が生じたものでございます。この度の由宇都市計画下水道につきましては、都市計画区域の再編においても面積等の変更が生じないことから、名称の変更のみの軽易な変更として手続きを行うものでございます。

続きまして、玖珂都市計画汚物処理場の変更についてご説明いたします。資料は 16 ページからになります。都市計画汚物処理場とは、公共下水道の未整備地区のし尿と、浄化槽等から生じる清掃汚泥を処理するための重要な都市施設になります。玖珂都市計画区域において、平成 13 年に、玖西環境衛生組合汚泥再生処理センターが都市計画決定されており、玖珂町、周東町、それから周南市の旧熊毛町をエリアとして、

玖西環境衛生組合、これは一部事務組合でございますけれども、こちらにより運営、処理がなされております。この度の変更は、都市計画区域の変更に伴い、玖珂都市計画汚物処理場を「岩国南都市計画汚物処理場」に変更するもので、実質的な都市施設としての区域等の変更はございません。

続いて、玖珂都市計画ごみ焼却場の変更についてご説明いたします。資料は 20 ページからになります。都市計画ごみ焼却場とは、快適な住みよい生活環境を確保するため、ごみを安全かつ衛生的に処理することを目的とする都市施設でございます。玖珂都市計画区域において、平成 3 年に周陽環境整備センターが都市計画決定されており、岩国市のうち由宇町、玖珂町、周東町、それから和木町、周南市のうち旧熊毛町をエリアとして、周陽環境整備組合、こちら一部事務組合でございますが、こちらにより運営、処理がなされております。この度の変更は、都市計画区域の再編に伴い、玖珂都市計画ごみ焼却場を「岩国南都市計画ごみ焼却場」に変更するもので、実質的な施設区域等の変更はございません。

続いて、周東都市計画と畜場の変更についてご説明します。資料は 24 ページからになります。都市計画と畜場とは、牛、豚などを食肉用に処理することを目的とする都市施設でございます。周東都市計画区域において、平成 10 年に周東町食肉センターが都市計画決定されており、この度の変更は、都市計画区域の再編に伴い、周東都市計画と畜場の名称を「岩国南都市計画と畜場」に変更するものでございます。併せて、市町村合併による行政区域名の変更に伴い、名称においても表記方法の統一を図り、従来の周東町食肉センターから周東食肉センターに変更するもので、実質的な区域等の変更はございません。

続いて、玖珂都市計画火葬場の変更についてご説明いたします。資料は 28 ページからになります。都市計画火葬場とは、遺体を火葬することを目的とする都市施設でございます。玖珂都市計画区域において、平成 15 年に玖珂町営斎場が都市計画決定されております。この度の変更は、都市計画区域の再編に伴い、玖珂都市計画火葬場を「岩国南都市計画火葬場」に変更するものでございます。併せて、市町村合併による行政区域名の変更に伴い、名称においても表記方法の統一を図るため、従来の玖珂町営斎場から玖珂斎場に変更するもので、実質的な区域の変更等はございません。なお、由宇町の火葬場については、都市計画決定によらず、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づいて位置が定められており、また、周東町の火葬場については、都市計画区域外に立地していることから、都市計画決定されたものではございません。このため、この度の変更の対象とはなっておりません。

以上、公園等 7 つの都市施設の都市計画の変更についてご説明しましたが、7 つの都市施設とも岩国南都市計画への名称の変更をするのみで、内容の変更はございません。

以上で、議案第 18 号から議案第 24 号までの説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○間野会長 ありがとうございます。審議会にかけるとき議題なのかどうかというところでございますけれども、これは、軽易な変更であっても、都市計画審議会の答申を受けて変更するという、都市計画法の規定によるものでございます。本議案について、何かご質問がございますでしょうか。はい、どうぞ。

○姫野委員 街区公園について確認させてください。こうした公園等については、これからは防災上、避難場所等への活用も充実しなくてはならないと思います。今回、名称の変更ということでございますけれども、街区公園ですから、最寄の公園という事で慣れ親しんだ名前と少し変更があった場合に、地域の住民の方としては、はてさてという事で、混乱が起これないためにも今回の変更が決定がされた場合の、住民への

周知とかプレートの張り替えとか、その辺りどのように計画されているのかありましたらお示してください。

○事務局（高崎都市計画課長） はい。4ページにあります、新旧対照表をご覧くださいと思います。例えば、今回変更する公園で、真ん中あたりに野口上街区公園というのがございます。これは元々、野口上ふれあい公園という名称で、住民の皆さまにご使用いただいているものでございますけども、今回は岩国市に合併してから、児童公園と申しましたものを全て街区公園に統一しようという事といたしておりますので、都市計画決定の名称としては野口上街区公園としておりますけれども、実際にこの公園を運用する上においては、公園の看板とか門柱とかに付けている公園名称は野口上ふれあい公園という形で、これまでどおりご使用をいただくようにしたいと考えております。

また、都市計画決定の名称をそのまま使いますと、やはり街区公園というのも行政用語でございますので、今後は岩国市としましても地域の皆さまに親しまれた名前にしようという事で取り組んでおります。昨年の例で申しますと、東地区に元町第三街区公園というのがございます。こちらは周りの皆さま方には「キリン公園」と親しまれておりますので、元町第三街区公園から「キリン公園」というふうに看板を書き換えております。ほかにも、「ぶた公園」とか「かめ公園」とか、そういった地域に親しまれている名称がございますので、今後は看板をそういった愛称に取り替えていって、人の集まる公園づくりをしていきたいと考えております。

○姫野委員 内容についてはよく理解できました。防災上、例えば災害時に聞こえにくい中で、何々公園に避難してくださいというときに、行政用語でご案内があったりすると、また混乱等がある場合もあるかと思えます。今後については、そういった事も統一されて運用される事を願って質問を終わります。

○間野会長 ほかにいかがでしょうか。都市計画上の名称変更ということですね。

それでは、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。この度付議されました議案第18号から議案第24号までについて、原案のとおり可決することによるのでしょうか。

（「異議無し」の声）

○間野会長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第18号から議案第24号までについて、当審議会として原案のとおり可決した旨市長に答申いたします。

続きまして、その他としまして、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） 本日は、ご審議いただきましてありがとうございます。ここで、今後の都市計画決定等の予定についてご説明させていただきます。

岩国都市計画におきましては、岩国駅周辺整備事業やごみ焼却場建設事業に係る都市計画決定等を予定しております。また、岩国南都市計画におきましては、現在、用途地域の見直しを進めており、これが整いましたら、都市計画の手続きに入りたいと考えております。審議会の日程等が決まりましたら、ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○間野会長 ありがとうございます。本日予定された議事については、以上でございます。皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございます。以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様から何かございますか。

(「無し」の声)

○間野会長 それでは、以上をもちまして第13回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。

[午後2時30分閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

平成25年6月5日

議事録署名委員

平岡邦夫

議事録署名委員

藤重保章